

秋田県弓道連盟旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県弓道連盟規約に基づき、役員または会員が用務のために出張する場合の旅費に関し定めたものである。

(適用)

第2条 出張の命令は、会長もしくはその代行するものから命じられた場合に適用する。

(出張手続き)

第3条 出張を命じられた者は、所定の出張命令簿に出張に必要な事項を記載し、出張の命令者に提示するものとする。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は次の各号とする。

- (1) 鉄道、自家用車及び航空料金
- (2) 車賃
- (3) 日当
- (4) 宿泊料

(旅費額)

第5条 旅費の支払いは別表のとおりとする。

(支払い)

第6条 旅費の支払は、原則として後払いとし、理事長が出張者に支払うものとする。

(その他)

第7条 その他必要な事項は役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成5年7月1日から施行する。

平成17年4月10日一部改正

平成21年4月12日一部改正(第7条の追加、別表の改正)

2022(R4)年4月10日一部改正(別表)

別表

区分	鉄道(片道)	自家用車(片道)	車賃	日当	宿泊料
役員	80km未満 普通運賃 実費	県外 X km×15円 +500円	県外 2,000円	県外 5,000円	1泊 11,000円
講師					
審査員	80km以上 新幹線 指定実費	県内 X km×15円 +200円	県内 公共交通機関 料金に準ずる	県内 (1日) 3,000円 (半日) 2,000円	
	航空機(片道) 実費	市内 200円	自家用車の場 合は適用除外		

注記 鉄道と自家用車の併用はしない

ガソリン1L170円を超えた場合は役員会で検討する

自家用車で高速道路を使用する場合は、あらかじめ会長または理事長に申し出て承認を得るものとする

申し合わせ事項

鉄道運賃・料金は会場・自宅の最寄り駅間とする

自家用車の距離X kmは会場(県立武道館)・自宅間の最短距離とする

秋田市の場合県立武道館を起点とする

旅費支給会議等

〔県外〕

全弓連地連会長会議(1回)

東北理事会(3回)

東北連合会大会役員・審判

全弓連会議・大会

会長が必要と認めた会議・大会・調査研究等

〔県内〕

県弓連役員会(3回)(4月・1月・3月)

上部組織・団体主催会議・講習会・講演会

国体団結式・報告会(2回)

会長が必要と認めた会議・大会・調査研究等